国外運転免許証手続き案内

（令和５年２月１日現在）

<table>
<tr><th>申 請 場 所</th><th>運転免許センター</th><th>住所地の警察署（分庁舎を含む）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">受付時間等</td><td>即日交付（約１時間）
８：３０～１１：００
１３：００～１６：００</td><td>後日交付（約２週間）
８：３０～１２：００
１３：００～１６：００
※住所地以外の警察署での手続きはできません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12/29～1/3)は受付をしません。</td></tr>
<tr><td>必要書類等</td><td colspan="2">・運転免許証
・写真１枚
縦4.5cm、横3.5cm、６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、顔中心の配置、無背景で人物が鮮明なもの。なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子(つばのないもの)・かつら・ウイッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。
・手数料２，３５０円
・パスポート等渡航を証明する書類
※古い国外運転免許証をお持ちの方は、その国外運転免許証もお持ちください。</td></tr>
</table>

注意事項

１　運転できる国はジュネーブ条約加盟国です。加盟国については免許センターにお問い合わせください。

２　申請できるのは、有効な奈良県住所の運転免許証をお持ちの方です。運転免許証の有効は１年以上あることが原則ですが、渡航が短期間の方は有効が１年未満であっても申請ができます。

　※　大型特殊、小型特殊、原付、仮免許のみの方は申請できません。

３　国外運転免許証の有効期限は発給日から１年間です。更新制度はありませんので、期限が切れた場合は再申請となります。

４　渡航が１年以上にわたる方で、運転免許証の有効期限が１年ない方は、期間前更新の手続きを行ってください。海外滞在中に運転免許証が失効しますと、発給日から１年以内であっても失効後は国外運転免許証で運転することはできません。

５　運転免許証の記載事項に変更のある方は記載事項を変更後、国外運転免許証の手続きをします。

　※本籍(国籍等)・氏名に変更がある場合：本籍(国籍等)記載の住民票の写しが必要。【提出】

　※住所に変更がある場合：新住所が確認できる住民票の写し、健康保険証等が必要。【提示】

　　（注）コピーは不可。通称名は不可。

６　海外滞在中に運転免許証が失効したときは、**試験係（0744-25-5224）**へお問い合わせください。

問い合わせ先

奈良県警察本部交通部運転免許課

〒634－0007　橿原市葛本町１２０番地の３

ＴＥＬ　０７４４－２２－５５４１

ＦＡＸ　０７４４－２２－５６８５